

新旧対照表（カード規定）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">キャッシュカード規定</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18.（規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;">キャッシュカード規定</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18.（規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) 前項 <u>（追加）</u> の変更は、<u>（追加）</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和元年11月1日現在）</u></p>
<p style="text-align: center;">キャッシュカード規定 普通貯金無利息型 総合口座（普通貯金無利息型）</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18.（規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;">キャッシュカード規定 普通貯金無利息型 総合口座（普通貯金無利息型）</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18.（規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) 前項 <u>（追加）</u> の変更は、<u>（追加）</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和元年11月1日現在）</u></p>
<p style="text-align: center;">ICキャッシュカード規定</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18.（規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">ICキャッシュカード規定</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18.（規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) 前項 <u>（追加）</u> の変更は、<u>（追加）</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p>

改正後	改正前
以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>	以上 <u>(令和元年11月1日現在)</u>

改正後	改正前
法人用ICキャッシュカード規定	法人用ICキャッシュカード規定
<p>1～17 (省略)</p> <p>18. (規定の適用)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>	<p>1～17 (省略)</p> <p>18. (規定の適用)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(平成29年1月14日現在)</u></p>

改正後	改正前
JAカード（一体型）規定	JAカード（一体型）規定
<p>1～13 (省略)</p> <p>14. (「本規定」の変更)</p> <p>(1) <u>本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>	<p>1～13 (省略)</p> <p>14. (「本規定」の改定)</p> <p><u>「本規定」が改定され、その改定内容を当組合および当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者がJAカード（一体型）を利用した時は、当該利用者はその改定を承認したものとみなします。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和元年11月1日現在)</u></p>

附則（指(相)第172号）
（実施日）
この規定は、令和2年4月1日から実施する。